

**湯河原町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(案)**

令和8年3月

湯河原町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、令和 7 年 6 月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」において、教員の働き方改革の推進に向けて、服務監督権者である各教育委員会に「業務管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）の策定が義務付けられ、令和 8 年 4 月から施行されることに伴い、町立学校における働き方改革の実効性を高めるために策定するものです。本町で働く教職員の時間外在校等時間及び教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理に努めます。

(2) 湯河原町の現状

湯河原町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、「湯河原町立学校の教職員の業務を行う時間に関する規則」を制定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでおります。こうした中、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について令和 6 年度は、次のとおりでした。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間 を上回る割合	月 80 時間 を上回る割合
小学校	月 31.1 時間	27.0%	0%
中学校	月 34.2 時間	27.3%	0%

○時間外在校等時間が 45 時間を超える割合は 30%以内に留まっています。

○しかし、中学校では、部活動の指導等の業務の負担が大きくなっており、部活動の休養日の完全実施、外部指導者の活用等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要であると考えます。

2. 目標

○長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

◆時間外在校等時間	月 45 時間超の職員割合	<u>0 %</u>
	年 360 時間超の職員割合	<u>0 %</u>

○ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

◆「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	<u>80%以上</u>
◆「仕事にやりがいがある」と感じている職員	<u>80%以上</u>

3. 計画の期間

○令和 8 年度から 11 年度までの 4 年間とします。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組みます。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による通学路の見守り活動等を引き続き推進します。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととします。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 学校徴収金等の徴収・管理

- ・私費会計業務の見直しや、業務アシスタントの活用等により、教職員の負担軽減に取り組みます。

(イ) 調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担の軽減を図ります。

(ウ) 水泳授業や学校プールの管理

- ・教員以外の人材活用や民間施設の活用を検討します。

(エ) 部活動

- ・休日の部活動については、原則、地域展開の実現を目指します。
- ・平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進めます。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する学習支援員・スクールサポートスタッフを全校に配置するよう努めます。
- ・ICT等の更なる活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担の軽減を図ります。

(イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086時間以上）編成

されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを行います。
イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しや、清掃時間及び清掃頻度の見直し、また、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行うことで改善を図ります。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組みます。

- ア 1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施します。
- イ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ウ 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
- エ 引き続きすべての学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等を活用して職場改善を図ります。
- オ 年次有給休暇については、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得促進を推奨します。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、湯河原町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本町で実施するストレスチェックの結果から把握します。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、

時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援や指導を検討します。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を推進します。
- 保護者、地域の理解を促進するため、町部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保 措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように努めます。